

# 近江肉牛協会規約

第1条 本会は近江肉牛協会と称し、事務局を近江八幡市長光寺町滋賀食肉センター内に、東京事務所を東京都港区港南二丁目7-19東京食肉市場株式会社内に置く。

第2条 本会は、会員相互の連絡協調を図り、近江肉牛の振興発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会でいう近江肉牛（または近江牛）とは、滋賀県内で最も長く飼育された黒毛和種で、格付審査結果（社団法人日本食肉格付協会が実施する牛枝肉取引規格）が「A4」、「B4」以上のものをいう。

第4条 本会は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 県の近江肉牛振興対策に対する積極的な協力
- (2) 近江肉牛および牛肉の消費宣伝、販路拡張
- (3) 会員相互の連絡協調
- (4) 近江肉牛の肥育の研究ならびに調査
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

第5条 本会は、本会の趣旨に賛同し、且つ別に定める入会審査に合格した次の者をもって、会員とする。

- (1) 肉牛生産者および生産者団体
- (2) 出荷業者
- (3) 荷受業者
- (4) 仲買業者
- (5) 小売業者
- (6) その他

第6条 本会に下記の機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 役 員 会
- (3) 運営協議会

第7条 総会は、毎年1回開催するものとし、必要に応じ臨時総会を開催することができるものとする。

2. 総会ならびに臨時総会は会長が招集する。

第8条 総会は、会員の3分の1以上、役員会は役員2分の1以上の出席によって成立する。

2. 議決は出席者の過半数をもって決する。
3. 可否同数のときは議長が決するところによる。

第9条 総会に附議する事項は次のとおりとする。

- (1) 規約の改正
- (2) 毎年度の事業報告および決算
- (3) 毎年度の事業計画および予算
- (4) 役員選挙
- (5) 会費の徴収方法
- (6) その他特に重要な事項

第10条 役員会は会長が招集する。

2. 役員会は、この規約に定めるもののほか次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する事項
- (2) その他業務の執行に関する事項で役員会が必要と認める事項
3. 前項の決議事項のうち特に重要な事項については総会で承認を求めるものとする。
4. 運営協議会は必要に応じ、滋賀県および東京で、それぞれ会長または副会長が招集する。

5. 東京食肉市場株式会社への出荷を責任をもって、計画的かつ安定的に行うため、出荷に必要な地元での調整事項は、別に定める「地元役員会東京出荷規程」に基づき、地元役員会で議決する。

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名
- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 顧問 若干名

第12条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、業務執行その他一切の責に任ずる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- (3) 理事は役員会ならびにそれぞれの運営協議会の議事を審議する。
- (4) 監事は会計および業務執行状況を監査する。

第13条 役員の仕事は2カ年とし、後任者の決定するまでその職を行う。但し、留任をさまたげない。

第14条 本会に幹事および書記を置く。

2. 幹事および書記は会長が任命する。

第15条 幹事および書記は会長の命を受け庶務に従事する。

第16条 本会の経費は、入会金、会費および寄付金をもってあてる。

第17条 会員はそれぞれ別に定める日まで、次に定める入会金および会費を納めなければならない。

- (1) 入会金（正会員）100,000円、（生産会員）50,000円
- (2) 会費（毎年度）20,000円
2. 生産会員は、滋賀県内に在住する肉用牛生産者をもってあてるものとする。
3. 会員の登録証として、正会員には「近江牛肉指定店証」を、生産会員には「近江牛生産指定牧場証」を発行するものとする。

第18条 会員は、次の各号に該当するときは会員としての資格を失うものとする。

- (1) 会員の脱退
  - (2) 出荷業者、荷受業者、仲買業者および小売業者等の会員が会費を納めなかったとき。
  - (3) 小売業者等の会員が前年度中に保有した近江牛肉証（チケット）の枚数が2頭分に満たなかったとき。
  - (4) 生産会員が前年度に会員に販売したA4・B4以上の牛が5頭に満たなかったとき。
2. 近江肉牛（または近江牛）の名称使用にあたり、会員相互が遵守すべき事項について何らかの課題が生じた際には、役員会において協議の上、その結果に基づき除名等の然るべき措置を講じるものとする。

第19条 近江肉牛指定の登録を受けた会員が、脱退し、またはその資格を失ったときは、速やかに登録証を本会に返納しなければならない。

第20条 本会の会計年度は10月1日から翌年9月30日までとする。

#### 附 則

この規約は、平成18年11月24日から施行する。

昭和38年10月28日	制 定
昭和43年10月22日	一部改正
昭和44年11月10日	〃
昭和48年10月 5日	〃
昭和50年10月27日	〃
昭和51年11月29日	〃
昭和52年11月24日	〃
昭和57年12月 6日	〃
昭和60年12月 2日	〃
昭和63年12月12日	〃
平成 2年12月10日	〃
平成14年12月 9日	〃
平成17年 7月28日	〃
平成17年12月12日	〃
平成18年11月24日	〃

## 近江肉牛協会入会審査規程

第1条 近江肉牛協会に入会を希望するものは、この規程により審査を受けなければならない。

第2条 審査員は、東京地区においては東京在住の理事、滋賀県地区においては滋賀県在住の理事をもってあてる。

第3条 審査は必要の都度、各地において行う。

第4条 審査委員長は会長の指定した副会長とする。

第5条 審査は、正会員は近江肉牛の取扱頭数を、生産会員は近江牛の生産頭数を基礎として審査し、入会の可否を決するものとする。

### 附 則

この規程は、昭和38年10月23日から実施する。

平成14年12月 9日 一部改正

(小売業者等)

入 会 申 込 書

年 月 日

近江肉牛協会長  
正 田 忠 一 殿

住 所

申込人 店 名

代表者名 印

近江肉牛協会に入会したいので、実績頭数 頭分のチケットを添えて、下記のとおり  
申込みます。

記

入会店名称

入会店住所

入会店電話番号

入会店責任者名

以 上

-----  
上記の者の入会を推薦します。

推薦役員名 印

(生産者等)

入 会 申 込 書

年 月 日

近江肉牛協会長  
正 田 忠 一 殿

住 所  
申込人  
代表者名 印

近江肉牛協会に入会したいので、下記のとおり申込みます。

記

氏 名

住 所

電話番号

前年度の近江牛の出荷頭数 頭

以 上

-----  
上記の者の入会を推薦します。

推薦役員名 印

## 近江肉牛協会指定店看板取扱い規程

(目 的)

第1条 近江肉牛協会指定店に標示する看板の取扱いに関する細則は、この規程の定めるところによるものとする。

(看 板)

第2条 本規程の看板とは、本協会が総会の承認を得て別に定める近江肉牛販売指定店頭に標示する宣伝媒体（以下、「看板」という。）をいう。

(指定店)

第3条 近江肉牛販売指定店とは、本協会の趣旨に賛同して正会員となり、近江肉牛の販売または近江肉牛を素材とした料理の提供を業とする店舗（以下、「指定店」という。）とする。

(指定店の義務)

第4条 指定店は本看板を必ず店頭に標示し、近江肉牛の銘柄高揚を図るとともに看板の善良なる管理に努めなければならない。

(貸付台帳)

第5条 協会は看板貸付台帳を作り、貸付状況の確認に努めるものとする。

(保証金誓約書)

第6条 本看板は非売品とし、本協会指定店に貸し付けるものとする。この場合指定店は協会に対し別に総会で定める保証金および別記様式による誓約書を提出するものとする。

(看板の返納)

第7条 指定店が本協会を退会する場合、協会は返納者に対し保証金の2分の1以内を返却するものとする。

(看板の事故)

第8条 貸付を受けた看板に紛失または破損等の事故が発生した場合は、指定店は遅滞なく協会に報告しなければならない。

第9条 協会は前条の報告を受けた場合は、再貸付または交換等についてすみやかに指示するものとする。ただし、第7条にもとづく保証金の返却はしない。

第10条 再貸付、交換については新しく第6条にもとづく保証金誓約書を提出するものとする。ただし、交換についてはその破損の度合により保証金を減額することができるものとする。

附 則

この規程は、昭和50年10月27日より施行する。

誓 約 書

年 月 日

近江肉牛協会長

正 田 忠 一 殿

住 所

店 名

代表者名

印

私は下記のとおり近江肉牛協会指定店の看板を借り受けましたが、これについては近江肉牛協会指定店看板取扱い規程を遵守し協会発展に協力することを同規程第6条にもとづき誓約します。

記

近江肉牛協会指定店看板

個

同上登録 No.

借受年月日

年 月 日

保証金納入額

円

保証金納入年月日

年 月 日